

大分県報

令和四年
第三三七号
八月二十六日

（金曜日）

目次

告示

救急病院等の認定.....	一
指定予定保安林（二件）.....	一
建築基準法による道路位置の指定.....	二
内水面漁場管理委員会告示	
こいの持ち出しの制限.....	二
こいの放流の制限等.....	二
公 告	
落札者等の公示.....	三

○ 告 示

大分県告示第三百五十六号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。
 令和四年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	大分県立病院	大分市豊饒二丁目八番一号	令 四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで

救急病院	大分大学医学部 附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	大分こども病院	大分市大字片島八三番地の七	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	永富脳神経外科 病院	大分市西大道二丁目一番二〇号	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	有田胃腸病院	大分市牧一丁目二番六号	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	佐伯中央病院	佐伯市常盤東町六番三〇号	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	竹田医師会病院	竹田市大字拝田原四四八番地	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	豊後大野市民病 院	豊後大野市緒方町馬場二七六番地	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	聖陵岩里病院	日田市大字高瀬一六番地の一八	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	中津胃腸病院	中津市大字永添五一〇番地	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	松永循環器病院	中津市中央町一丁目三番五四号	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで
救急病院	高田中央病院	豊後高田市新地一一七六番地一	令 七・四・八・一 から 令 七・七・三 一 まで

大分県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
 令和四年八月二十六日

一 保安林予定森林の所在場所
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和四年八月二十六日

大分県報（告示）

一

佐伯市本匠大字上津川字ゴウシキ七二五番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

大分県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字小場四二七〇番二・四二七一番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和四年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 指定番号       | 指定位置                     | 指定年月日   | 道路の幅員        | 道路の延長         |
|------------|--------------------------|---------|--------------|---------------|
| 別第三一三<br>号 | 速見郡日出町大字藤原字二本<br>榎一八九五番一 | 令四・七・二七 | メートル<br>六・〇〇 | メートル<br>五五・八四 |

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年八月二十六日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本 郁 生

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年八月二十六日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本 郁 生

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで

○ 公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部交通規制課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年七月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社九州支店 支店長 池 田 拡 光

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

五 落札金額

百三十万三千三百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和四年六月十四日